

募 金 要 項

●募金の名称 植草学園教育研究振興資金

●募金の目標 3億円

●募金の用途 (1) 大学・短期大学の教育研究環境整備
(2) 附属高等学校の教育環境整備
(3) 学生・生徒の奨学金の基金
(4) 用途を指定しない

※所定の振込用紙に○印を付け用途を御指定ください。

●一口の金額 ・個人 5千円 ・法人 5万円

●申し込み方法

専用の振込用紙(払込取扱票)を使用し、ゆうちょ銀行もしくは郵便局から下記口座にお振込みください。

振込用紙がお手元がない場合はお送りしますので、当学園ホームページの「寄附申し込み画面」から必要事項を御記入のうえ、お申し込みください。FAXで申し込まれても構いません。尚、平成25年3月1日より、クレジットカードでの寄附が可能になりました。詳しくは、学園ホームページを御覧ください。

ゆうちょ銀行振替口座 00220-1-82148

口座名義 植草学園教育研究振興資金

学園ホームページ <http://www.uekusa.ac.jp/bokin>

●個人情報の取り扱い

寄附の申し込みに際して御記入いただきました個人情報については、「特定公益増進法人証明書(写し)」「税額控除に係る証明書(写し)」の送付及び寄附金出納管理以外には使用致しません。

但し、本学園役員による寄附については、寄附年月日・寄附者氏名・寄附金額が情報の閲覧請求に供するべき内容に該当することがあります。

●寄附者顕彰制度

個人・法人とも5万円以上の御寄附を賜りました方は、小倉キャンパス及び弁天キャンパス内の銘板に御芳名を刻み、永く顕彰させていただきます。

●所得税の税制優遇措置

<個人の場合> 所得控除に代えて税額控除を選ぶことができます。

1. 所得控除・・・「※寄附金額-2000円」が年間所得から控除されます。
2. 税額控除額・・・「(※寄附金額-2000円)×40%」が所得税額から直接控除されます。

※ 所得控除、税額控除とも、寄附金額は年間所得の40%を限度とします。

税額控除額の上限は所得税額の25%となります。

所得控除を受けるには「特定公益増進法人の証明書(写し)」、税額控除を受けるには「税額控除に係る証明書(写し)」が必要です。

<法人の場合> 一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で、これと同額の損金算入限度額まで損金算入できます。損金算入には「特定公益増進法人の証明書(写し)」が必要です。

☆「特定公益増進法人の証明書(写し)」と「税額控除に係る証明書(写し)」は、寄附金の入金が確認され次第、本学園より郵送します。

所得税の還付は、確定申告をすることによって行われます。確定申告には、前出の証明書のほかに、ゆうちょ銀行もしくは郵便局で寄附金の振り込みをした際に受け取る「振込請求書兼受領書」が必要となりますので、大切に保管してください。

<問い合わせ先・送信先>

学校法人植草学園 学園事務局 財務課

〒264-0007 千葉県若葉区小倉町1639番3

電話：043-239-2647 FAX：043-214-5003

メールアドレス zaimu3@uekusa.ac.jp